

住民監査請求（政務調査費）監査結果について（概要）

平成25年 4 月17日付けで提出された住民監査請求について、別添のとおり決定し、請求人に通知しました。

1 請求の要旨

本件請求の内容を要約すると次のとおりである。

（市政務調査費収支報告書のチェック不備）

大阪市は、市会議員一人月額60万円を市の行財政の政策立案に資するための調査研究費（補助金）として各会派を対象に、会派所属議員数に応じた金額を交付している。（平成23年度は100分の10を減額）平成23年度の交付総額は、451,157,453円（返還額34,140,547円）である。

政務調査費は補助金であり、目的に沿って支出の一部を補助し、実費充当と定めている。

その根拠は、地方自治法100条14項、15項等に基づき、市会議員自らが大阪市会政務調査費の交付に関する条例、規則、大阪市会政務調査費の取扱に関する要綱、政務調査費の手引き（議長決定）などを制定・作成し、これらの法規を順守して適正な執行を義務付けている。

ところが、平成24年 6 月から一般公表された平成23年度政務調査費収支報告書および領収書等からは、社会通念上通用しないようなずさんな支出が見受けられ、自ら制定した上記法規や手引きに違反した支出が見受けられる。

そのなかでも、特に上記要綱や手引きの政務調査費支出を禁じたものについてリストアップし、その返還を求める住民監査請求を提起したものである。

膨大な（2万通を越える領収書等）収支報告書は、まず議員自らがその用途について政務調査費支出についてその適否を吟味したうえで会派代表や会派会計責任者らの確認を経て、会派が市会議長に提出し議長が最終チェックを行ったうえで、市長に提出し補助金交付決定を受ける手続きとなっている。

従って、それぞれの支出責任者はもとより、最終は市長部門の補助金適正支出について検証が行われ、補助金額を決定し支払を決定したもので、最終責任は市長にある。一般公表後も政務調査費の違法不当な目的外支出は是正されておらず、担当責任者らはその職務を怠っている。

これら違法不当な支出により市は損害を被っている。市の支出をチェックし適正な予算執行をチェックすべき議員みずからが政務調査費を第2報酬のごとく日常生活のあらゆる経費に当然のごとく支出していることは、議員の責務を全うしているとは言えない。

監査委員におかれては本件政務調査費の収支報告書すべてを厳正に調査され、市の損害回復および議員の不当利得について市長にたいし返還はじめ必要な措置を講じる等勧告を出されるよう地方自治法242条1項により事実証明資料を添付して求める。

（違法不当、目的外使途）

今回最小限に限定した目的外支出等は以下の通りである。

市交付条例第1条（趣旨）「市会議員の市政に関する調査研究に資するため、必要な経費の一部として交付される」、第5条（使途基準）「交付された政務調査費は、政務調査活動に関する経費に対して適切に充当されるべきものであり、政務調査活動以外の経費に使用することは認められていない」に反する。

交付規則第4条では10費目の使途基準を定め、別表第1で会派向けの支出内容を記している。

大阪府政務調査費の取扱いに関する要綱第3条では7項目について支出制限をあげている。これらが守られていない。

さらに、平成18年7月作成、22年3月改正の「政務調査費の手引き」は、使途基準ごとに説明と具体的な参考例をあげている。手引きの説明そのものは社会通念上、あるいは法の趣旨などから疑問を抱くものであるが、平成23年度の支出について上記法規等による目的外支出に該当するものを別紙にリストアップして返還を求める。なお、公明党、共産党の支出をあげていないが、適正と判断したものではなく、全体に大量の為物理的な限界によることと、両会派は、会派として支出を管理していることで、除外したものである。

3会派ごとの返還請求額は以下のとおりである。

(1) 維新の会	14,329,142円	タクシー代、個人参加の会費
区民会議（会派）	2,826,144円	選挙活動
区民会議（個人）	430,019円	選挙活動
(2) 自民党	14,631,041円	資金移動、タクシー代、会議参加費
(3) みらい	1,086,665円	タクシー代、秘書給与、工事代等
合計	33,303,011円	

また、今後地方自治法改正による条例改正や規則・要綱等の改正においては、法の趣旨を歪めることなく、社会通念上許される範囲を慎重に検討し、議員の生活費や資産等を援助するような個人的な支出を禁じるよう、条例・規則の条項等を厳格に見直し、良識が反映されるものに改善すべきことを議会・議員に進言されたい。運用においては、会計上の原則等を踏まえ、必要な資料を揃え、関連資料を求めに応じて公開するよう求められたい。

2 請求の受理

- ・ 地方自治法（以下「法」という。）第242条に定める住民監査請求においては、本市職員等による個別具体的に特定された財務会計上の行為又は怠る事実（以下「当該行為等」という。）について、違法不当性が主観的に思料されるだけでなく、具体的な理由により、当該行為等が法令に違反し、又は行政目的上不当である旨を摘示して初めて請求の要件を満たすものとされ、請求人において違法事由を他の違法事由から区別して特定認識できるように個別的、具体的に主張し、これらを証する書面を添えて請求をする必要があるとされ、監査請求書及び事実証明書の各記載、監査請求人が提出したその他の資料等を総合しても、監査請求の対象が上記の程度に具体的に摘示されていないと認められるときは、当該監査請求は、請求の特定等を欠くものとして不適法であり、監査委員は監査する義務を負わないとされている。
- ・ 本件請求において、請求人が、政務調査費の目的外の支出にあたりと主張しているもののうち、次に掲げるものについては、個人活動である、あるいは自己負担すべきであるなどと請求人が主張しているものの、領収書等に具体的な支出内容等が記載されており、明らかに個人活動であることがうかがえるような事実証明書の提出等がない、また、自己負担すべきとする具体的根拠が示されていないなど、違法事由を具体的に摘示したものとは言えないことから、法第242条の要件を満たさないものと判断せざるを得ない。

(1) 大阪維新の会大阪市議員団（以下「大阪維新の会」という。）

ア 研修費

- ・ 政策力アップ講座に関するもの
- ・ 実践政治スクールに関するもの

イ 広報・広聴費

- ・事務所看板代
- ウ 事務費
 - ・携帯電話、パソコン購入に係る支出
- (2) 自由民主党大阪市会議員団（以下「自由民主党」という。）
 - 人件費
 - ・資金移動としての支出
- (3) OSAKAみらい大阪市会議員団（以下「OSAKAみらい」という。）
 - 広報・広聴費
 - ・人権研修参加費
 - ・地域団体会費
 - ・商店街勉強会
- ・ 一方、請求人は、平成23年度政務調査費のうち、タクシー代や会議参加費等について、収支報告書の記載や添付書類等からみて、大阪市会政務調査費の交付に関する条例（平成13年4月1日条例第25号。以下「条例」という。）、大阪市会政務調査費の交付に関する規則（平成13年4月1日規則第28号。以下「規則」という。）、大阪市会政務調査費の取扱いに関する要綱（以下「要綱」という。）、政務調査費の手引き（以下「手引き」という。）の禁止規定等に違反した支出、あるいは目的外の支出があるにもかかわらず、本市職員等がそれらについて必要な調査を行わなかったことにより、違法不当な公金支出（精算確定）があるとしている点については、その限りにおいて請求の特定等について欠くべき点はないと言うべきであり、法第242条の要件を満たしているものと認め、受理することとした。

3 監査の結果

- ・ 事実関係の確認、監査対象局の説明等に基づき、本件請求について次のように判断する。
- ・ 請求人は、会派に交付された政務調査費について、明らかにその使途基準に反する支出、あるいは目的外の支出がなされているにもかかわらず、本市職員等に職務上の注意義務違反があり、違法不当な公金支出（精算確定）がある旨主張しているものと解される。
- ・ 政務調査費制度は、議会の審議能力を強化し、議員の調査研究活動の基盤の充実を図るため、議会における会派又は議員に対する調査研究の費用等の助成を制度化し、併せてその使途の透明性を確保しようとしたものであるところ、その具体的な金額、支出先等を逐一公にしなければならないとすると、当該支出に関する調査研究活動の目的、内容等を推知され、その会派又は議員の活動に対して、執行機関や他の会派等からの干渉を受けるおそれを生ずるなど、調査研究活動の自由が妨げられ議員の調査研究活動の基盤の充実という政務調査費交付制度の趣旨、目的を損なうおそれがあるとされている。
- ・ 一方で、政務調査費の適正支出の確保は、第一次的には交付を受けた各会派、各議員において自律的に行うべきものであって、政務調査費の適正支出の確保の名の下に、執行機関が調査研究活動に対して不当な干渉を及ぼすことが許されないことは言うまでもないが、他方、政務調査費制度は、その使途の透明性を確保することも併せて企図されており、執行機関が合理的な範囲で政務調査費の使途について調査することまで否定されるものではなく、その範囲においては、調査研究活動に対する不当な干渉には当たらないとされている。
- ・ そうすると、本市職員等としては、政務調査費の支出が、一見して市政とは無関係であるとか、極めて不相当あるいは著しく高額であるなど、支出の必要性や合理性を欠き、政務調査費の支出が適正になされていないのではないかと明らかに疑われるべき具体的な事情があった場

合に、具体的な調査をすべき職務上の義務があると解すべきであり、それにもかかわらず、本市職員等が何らの対応等もとらない場合は、違法となる場合があると言うべきである。

- ・ 以下、請求人が問題とする各点に沿い、具体的に判断する。

(1) 手引きに定められた要件に該当することが確認できないタクシーの利用があるとする点について

- ・ 請求人は、請求の対象とした3会派すべてのタクシー利用について、手引きに定められた要件に該当することが明らかではないにもかかわらず、政務調査費がタクシー代に充当されている旨主張する。
- ・ これに対して、監査対象局は、タクシーを利用する合理的な理由について会派等による説明が可能である旨確認を行ったうえで、会派から提出された領収書等について、記載事項にもれがないか等の形式的な観点に加え、「領収書の発行時間が早朝や深夜であるなど不自然さはないか」、「活動場所が大阪市内でない場合に合理的な説明ができるか」などの観点からも検査を行い、必要に応じて会派代表者や経理責任者に対し確認を求めている旨説明する。
- ・ この点、領収書等から確認できるタクシーの利用状況から、手引きに定められた要件に該当しない利用であることが明らかに疑われるべき事情にあるにもかかわらず、本市職員等が必要な調査を行わなかった場合には、本市職員等に注意義務違反があると解すべきである。
- ・ 監査対象局においては、タクシー代の政務調査費への充当について、領収書等の記載内容から、手引きに定められた要件に該当するか否かを確認することは困難であるものの、使用区間や使用時間から各会派等に確認が必要と考えられるものについては、会派代表者等からの説明を聴取しており、請求人が本件請求の対象としているタクシー代の支出については、手引きに定める要件の充足性について、改めて会派代表者等に対して確認を行っていることが認められる。
- ・ そうすると、領収書等の記載内容から手引きの要件に該当しない使用実態の有無を確認することが困難であるとはいえ、明らかに不適切な使用が疑われる場合に必要な調査を行っていない等の事情はうかがえないことから、本市職員等に注意義務違反があるとまでは言えない。
- ・ なお、タクシーの使用状況を個人別にみた場合に、使用頻度の高い者が見受けられたので、監査対象局に確認を求めたところ、監査対象局では、使用者である議員に直接確認し、時間的な余裕がない場合が多々あり、タクシーを利用する旨の説明を聴取していることが認められ、さらに調査を行うとしても、領収書等の記載内容から手引きの要件に該当しない使用実態の有無を確認することは困難であるとはいえ、必要な調査を実施していないなどの事情はうかがえないことから、本市職員等に注意義務違反があるとまでは言えない。

(2) 大阪維新の会大阪市議員団において、使途基準に反する、あるいは目的外の支出があるとする点について

- ・ 請求人が摘示する個別の支出について、監査対象局は、領収書等の記載から、政務調査活動であることが判然としない場合は、会派、もしくは議員に対して確認を行うなどの方法により、政務調査費を充当することの妥当性について判断を行っている旨説明する。
- ・ この点、これらの支出について、政務調査費を充当することに明らかに疑われるべき具体的な事情があった場合に、監査対象局には合理的な範囲において調査を行う義務があ

り、その範囲において行う調査は、調査研究活動に対する不当な干渉には当たらないと解すべきである。

- ・ 請求人が問題とする大阪維新の会市会議員団に係る各点について、費目ごとに個別に判断する。

ア 調査研究費

- ・ 請求人は、故障のための代車レンタル代、大学院入学金、法律相談に係る支出、親学会参加費、登記簿謄本等の取得に要した経費の支出が、政務調査費の対象外、あるいは目的外の支出にあたる旨主張する。
- ・ これらの各支出についてみると、監査対象局は、故障のための代車レンタル代、大学院入学金については、そもそも領収書等に記載されている按分率や具体的な目的などに加え、監査対象局が追加確認した内容、専門委員の意見、裁判例等を総合的に勘案し、政務調査費の充当を妥当であると判断していることが認められる。
- ・ また、法律相談に係る支出、登記簿謄本等の取得に要した経費については、監査対象局がそれぞれ対象となる議員に直接、政務調査費に充当する具体的な根拠を確認したうえで、政務調査費の充当を妥当であると判断していることが認められる。
- ・ さらに、親学会参加費については、監査対象局が「親学」についてホームページで確認し、本市の教育行政に資する政務調査活動である旨判断していることが認められる。
- ・ そうすると、いずれも、仮に請求人が主張するような明らかに疑われるべき点があったとしても、監査対象局が合理的な範囲で調査を行っているといえ、本市職員等に注意義務違反があるとまでは言えない。

イ 会議費

- ・ 請求人は、教育を語る会、府市会議員意見交換会、親学会、教育再生会議への参加が個人活動にあたるほか、市の審議会出席に係る駐車代について、対象議員が当該審議会の委員である場合に政務調査費を充当することは不適切な充当にあたる旨主張する。
- ・ これらの各支出についてみると、教育を語る会については、監査対象局は領収書等貼付用紙に詳細な記載を求め、より具体的な内容を把握しており、府市会議員意見交換会については、監査対象局が直接議員から選挙関係の会合ではない旨聴取し、政務調査費の充当を妥当と判断していることが認められる。また、「親学」に関するものについては「ア 調査研究費」で記述したとおり、監査対象局による確認が行われており、教育再生会議についても直接議員から説明を聴取し、それぞれ政務調査費の充当を妥当と判断していることが認められる。
- ・ そうすると、いずれも、仮に請求人が主張するような明らかに疑われるべき点があったとしても、監査対象局が合理的な範囲で調査を行っているといえ、本市職員等に注意義務違反があるとまでは言えない。
- ・ 一方、市の審議会出席に係る駐車代については、対象議員が当該審議会の委員となっており、委員に対する報酬（会議1回当たり16,500円）が支給されていることから、請求人が主張するとおり、当該駐車代については、審議会報酬により支弁すべきであり、政務調査費を充当することは不適切であると考えられる。これは、監査対象局において必要な調査が行われないまま公金支出が行われたということであり、本市職員等に注意義務違反があったという点は否めない。

- ・ しかしながら、平成25年6月6日に市会議長あて収支報告書の訂正届が提出され、当該駐車代1,000円については、既に市長あて返還がなされており、請求人が主張する、違法な公金の支出（精算確定）による本市の損害は既に補填されていると言わざるを得ず、請求には理由がないと言うほかない。

ウ 研修費

- ・ 請求人は、親学関係会議、市商連主催女性部教養講座、防災士会関係、教科書改善シンポジウム等への参加が個人活動にあたる旨主張する。
- ・ これらの各支出についてみると、「親学」に関するものについては「ア 調査研究費」で記述したとおり、監査対象局による確認が行われており、市商連主催女性部教養講座、防災士会関係については、監査対象局が直接議員から説明を聴取し、それぞれ政務調査費の充当を妥当と判断していることが認められる。
- ・ また、教科書改善シンポジウム等の参加費については、監査対象局がホームページを確認し、同シンポジウム等への参加が本市の教育行政等に資する政務調査活動にあたる判断していることが認められる。
- ・ そうすると、いずれも、仮に請求人が主張するような明らかに疑われるべき点があったとしても、監査対象局が合理的な範囲で調査を行っているといえ、本市職員等に注意義務違反があるとまでは言えない。

エ 広報・広聴費

- ・ 請求人は、会合参加費、商店会会費、ポスター関係経費が個人活動に係る経費支出であり、街宣車道路使用届に係る支出は政務調査費の対象外である旨主張する。
- ・ これらの各支出についてみると、監査対象局は、領収書等貼付用紙に記載された支出内容及び目的、さらには按分率等を考慮し、必要に応じ、議員から直接説明を聴取するほか、領収書等貼付用紙にさらに詳細な記載を求め、それらの内容から総合的に政務調査活動である旨判断していることが認められる。
- ・ そうすると、いずれも、仮に請求人が主張するような明らかに疑われるべき点があったとしても、監査対象局が合理的な範囲で調査を行っているといえ、本市職員等に注意義務違反があるとまでは言えない。

オ 人件費

- ・ 請求人は、会派の補助職員に対する人件費の支出根拠が不明であり、議員の秘書に対する人件費が政務調査費の対象外である旨主張する。
- ・ これに対して、監査対象局は、秘書を対象外とする規定が存在せず、会派の補助職員及び議員の秘書について、職員雇用台帳が備えられており、それぞれで判断された按分率が用いられている旨説明する。
- ・ この点、そもそも請求人が、人件費を100%負担する根拠が不明であると主張し、秘書を対象外であると主張する根拠が不明確であるという点はさて置くとしても、雇用そのものの疑義も含めた主張と解した場合、監査対象局において、請求人が摘示する補助職員、秘書のすべてについて職員雇用台帳が確認されていることが認められるのであるから、明らかに疑うべき事情がありながら杜撰な調査を行ったなどの事情等は認められず、本市職員等に注意義務違反があるとまでは言えない。

カ 事務所費

- ・ 請求人は、商店街管理費の支出が個人活動に係る支出にあたる旨主張する。
- ・ これに対して、監査対象局は、議員から直接説明を聴取し、市政相談者の自転車利

用に係る負担であることを確認し、政務調査費の充当を妥当と判断していることが認められるのであるから、明らかに疑うべき事情がありながら杜撰な調査を行ったなどの事情等は認められず、本市職員等に注意義務違反があるとまでは言えない。

キ 区民会議（会派分・個人分）関係経費

- ・ 請求人は、大阪維新の会区民会議に係る支出が、要綱で禁止されている選挙活動に属する経費にあたる旨主張する。
- ・ これに対して、監査対象局は、大阪維新の会市会議員団が表明する区民会議の目的を把握するとともに、按分率を80%としていること、さらに請求人が示す録画映像の確認を行ったうえで、政務調査費充当の妥当性を判断している旨説明する。
- ・ この点、請求人が示す録画映像を今回の監査で確認した限りでは、80%の按分率は不適切と判別されるが、録画映像が区民会議の一部を収録したものであり、按分率の適否を判断することは困難である。
- ・ そうすると、監査対象局は、区民会議関係経費について、必要と認められる調査を行い、按分している考え方について不適切とまでは言えない旨判断していることが認められるのであるから、本市職員等に注意義務違反があるとまでは言えない。

(3) 自由民主党大阪市会議員団において、使途基準に反する、あるいは目的外の支出があるとする点について

- ・ 請求人が摘示する個別の支出について、監査対象局は、領収書等の記載から、政務調査活動であることが判然としない場合は、会派、もしくは議員に対して確認を行うなどの方法により、政務調査費を充当することの妥当性について判断を行っている旨説明する。
- ・ この点、これらの支出について、政務調査費を充当することに明らかに疑われるべき具体的な事情があった場合に、監査対象局には合理的な範囲において調査を行う義務があり、その範囲において行う調査は、調査研究活動に対する不当な干渉には当たらないと解すべきである。
- ・ 請求人が問題とする自由民主党大阪市会議員団に係る各点について、費目ごとに個別に判断する。

ア 調査研究費

- ・ 請求人は、自民党女性局研究会、地域振興大会、大学院前期入学金及び調査委託に係る支出が、政党活動または個人活動に係る支出である旨主張する。
- ・ これらの各支出についてみると、自民党女性局研究会については、監査対象局が、対象となっている議員のホームページよりその内容を確認し、地域振興大会出席については、監査対象局が直接議員から説明を聴取し、政務調査費の充当を妥当であると判断していることが認められる。
- ・ また、大学院前期入学金については、監査対象局では、専門委員（弁護士）からの意見や裁判例、さらには対象議員が選択している専攻等を総合的に勘案し、政務調査費の充当を妥当と判断していることが認められる。
- ・ さらに、調査委託費については、請求人が主張するような報告書の公開までも求められるものではないが、調査委託契約の存否を問題とした主張と解した場合、監査対象局が議員から当該契約書の写しの提出を受け、政務調査費の充当を妥当と判断していることが認められる。
- ・ そうすると、いずれも、仮に請求人が主張するような明らかに疑われるべき点があったとしても、監査対象局が合理的な範囲で調査を行っているといえ、本市職員等に

注意義務違反があるとまでは言えない。

イ 研修費、会議費及び広報・広聴費

- ・ 請求人は、モラロジー会費等、日本会議（親学講演会）参加費、教育者研究会参加費、モラロジーセミナー参加費、ニューモラル（教育者研修会）参加費、親学会議参加費等の支出が、個人活動に係る支出にあたる旨主張する。
- ・ これらの各支出についてみると、モラロジー関係（教育者研究会、セミナー、教育者研修会を含む。）については、監査対象局では、主催団体の年次報告や市会から国に対する意見書等を確認し、政務調査活動にあたると判断しており、日本会議（親学講演会）参加費については、ホームページにより講演内容を確認し、本市教育行政に資する政務調査活動にあたると判断していることが認められる。
- ・ また、親学会議参加費については、監査対象局は、親学として、子ども・教育のあり方について学習することは本市の教育行政に資する政務調査活動であると認識し、政務調査費の充当を妥当と判断していることが認められる。
- ・ そうすると、これらの支出については、明らかに疑われるべき事情等が認められないことから、本市職員等に注意義務違反があるとまでは言えない。

ウ 人件費

- ・ 請求人は、委託料の支出について、内容、成果が不明である旨主張する。
- ・ 請求人が、成果が不明であるとする根拠は不明確であるが、委託契約の存否に疑義があると解した場合、監査対象局は、領収書等貼付用紙の記載内容及び出向契約に係る契約書を確認し、政務調査費の充当を妥当と判断していることが認められるのであるから、明らかに疑うべき事情がありながら杜撰な調査を行ったなどの事情等は認められず、本市職員等に注意義務違反があるとまでは言えない。

エ 事務所費

- ・ 請求人は、資金移動の方法による事務所費の支出そのものが不明なもの、事務所賃借料について内容が不明なものがある旨主張する。
- ・ 監査対象局では、資金移動とは、会派が借主となって貸主である議員等に対して賃借料を振り込んでいるものであることを確認するとともに、請求人が摘示するものについて、それぞれの事務所届及び賃貸借契約書を確認していることが認められる。
- ・ また、請求人が、事務所賃借料について内容が不明とするものについては、監査対象局では、領収書等貼付用紙に添付された各月の領収証のほか、事務所届及び賃貸借契約書を確認していることが認められるのであるから、明らかに疑うべき事情がありながら杜撰な調査を行ったなどの事情等は認められず、本市職員等に注意義務違反があるとまでは言えない。

（４）OSAKAみらい大阪市議員団において、使途基準に反する、あるいは目的外の支出があるとする点について

- ・ 請求人が摘示する個別の支出について、監査対象局は、領収書等の記載から、政務調査活動であることが判然としない場合は、会派、もしくは議員に対して確認を行うなどの方法により、政務調査費を充当することの妥当性について判断を行っている旨説明する。
- ・ この点、これらの支出について、政務調査費を充当することに明らかに疑われるべき具体的な事情があった場合に、監査対象局には合理的な範囲において調査を行う義務があり、その範囲において行う調査は、調査研究活動に対する不当な干渉には当たらないと解すべきである。

- ・ 請求人が問題とするOSAKAみらい大阪市議員団に係る各点について、費目ごとに個別に判断する。

ア 調査研究費

- ・ 請求人は、大学教授講演会参加費の支出が、個人活動に係る支出にあたる旨主張する。
- ・ 監査対象局は、領収書等貼付用紙に記載された内容及び会派から聴取した当該教授の担当科目や論文を確認したうえで、政務調査費の充当を妥当と判断していると認められるのであるから、明らかに疑うべき事情がありながら杜撰な調査を行ったなどの事情等は認められず、本市職員等に注意義務違反があるとまでは言えない。

イ 事務所費

- ・ 請求人は、下水配管工事、玄関及び車椅子スロープ改修工事が個人活動にあたり、道路占用料（事務所テント）の支出が政務調査費の対象外の支出である旨主張する。
- ・ 監査対象局は、各種工事については、対象となっている議員から事務所の賃貸借契約の内容を確認し、道路占用料については、対象となっている議員から道路占用料を負担する理由を聴取したうえで、政務調査費の充当を妥当と判断していると認められる。
- ・ そうすると、いずれも、仮に請求人が主張するような明らかに疑われるべき点があったとしても、監査対象局が合理的な範囲で調査を行っているといえ、本市職員等に注意義務違反があるとまでは言えない。

ウ 広報・広聴費

- ・ 請求人は、市退協総会会費、商店街会合会費、社協年会費、社協懇親会会費、社協総会会費、まちづくり会費・資料代（連合振興町会）、区政協力会費、村史の会会費、子ども会会費、青経会参加費、司法書士会会費、公園愛護会会費、総会参加費及び区新年互礼会に対する支出が、個人活動に係る支出、あるいは政務調査費の対象外であるなどと主張する。
- ・ これらの各支出について、監査対象局は、会派、もしくは議員から、個人活動ではなく、政務調査活動である旨説明を聴取しており、このうち、商店街会合会費、社協年会費、社協懇親会会費、社協総会会費、まちづくり会費・資料代（連合振興町会）、村史の会会費、司法書士会会費、公園愛護会会費については、領収書等の記載内容や当該団体のホームページの内容等から政務調査費の充当を妥当と判断していることが認められる。
- ・ また、市退協総会会費、区政協力会費、子ども会会費、青経会参加費、総会参加費、区新年互礼会については、意見交換等の内容を議員から直接聴取し、政務調査費の充当を妥当と判断していることが認められる。
- ・ そうすると、いずれも、仮に請求人が主張するような明らかに疑われるべき点があったとしても、監査対象局が合理的な範囲で調査を行っているといえ、本市職員等に注意義務違反があるとまでは言えない。

4 結論

- ・ 以上の判断により、本市職員等による違法不当な公金の支出（精算確定）があるとする本件請求には理由がない。（棄却）

（意見）

- ・ 本件請求についての判断、結論は前記のとおりであるが、そもそも地方自治法では、政務調査費の交付を受けた会派等は、収入及び支出の報告書を議長に提出することとされ、具体的な報告の程度、内容等については、条例の定めに委ねられているところである。本市の場合、政務調査費の交付を受けた各会派は、条例及び規則の定めに従い、議長に対し収支報告書及び領収書等の写しを提出しているが、これらは支出したことを証する書類ではあっても、政務調査活動であることを裏付けるものではない。
- ・ また、要綱では、会派の代表者が政務調査費の実費に充当されていることを確認し、支出の決定を行うとともに、会派の経理責任者が支出の根拠となる証憑類を整理し、保存することとされていることから、政務調査費の適正な執行は各会派がその責任において自律的に行う制度設計となっている。
- ・ 本市では、政務調査費のすべてについて領収書が公開され、その意味においては透明性が向上していると評価できるが、個々の支出を政務調査費に充当した判断根拠が示されない限り、市民等が求める説明責任との乖離が生まれることはこの仕組みが抱える大きな課題と言える。
- ・ 本件請求では、特にタクシー代や各種団体の会費等への政務調査費の充当に対する市民の疑念が多く示されたところである。これらの支出については、収支報告書及び領収書等の記載内容のみで政務調査費の充当の妥当性を判断することが困難なものも多く見受けられ、このような場合、監査対象局においては、不当な干渉に当たらない合理的な範囲で調査を行う義務があると言わなければならないが、各会派の責任において適正な政務調査費の執行を担保する現行の仕組みの下で監査対象局が行っている調査は、会派で適正に処理されていることを前提とした調査にとどまっており、不当な干渉にあたることを懸念するあまり、過剰な自己抑制が働いていると言わざるを得ない。
- ・ しかしながら、政務調査費の原資は、市民等の税金によるところ、その執行状況が市民に明らかになることが望ましいことは言うまでもない。
- ・ 加えて、平成24年の法改正により、「政務調査費」は「政務活動費」と改められ、今後、さらに多様な経費が充当される可能性もある中で、議長に対し、その使途の透明性の確保に努めることが規定され、各地方自治体における透明性確保の取組は一層重要性を増すものと考えられる。
- ・ 本件請求において、現行制度下における政務調査費に対する調査の限界も認めざるを得ないところではあるが、一方で、按分率の基準を明確化した上で実態に見合った按分率の適用等、政務調査費の交付を受ける側の課題と考えられる事案も見受けられた。
- ・ 政務調査費の適正な運用が条例に委ねられているのであるから、市会においては、会派又は議員の自由な調査研究活動に対する配慮や執行機関及び他の会派等からの不当な干渉を排除する点に留意する必要性はあるものの、政務調査費が公金から交付されるものであることを十分認識し、その負担者である市民等に対する説明責任を果たすため、「政務調査費を何に使ったのか」からさらに一歩踏み出し、「使った公金がなぜ政務調査費と言えるのか」までが説明責任であるとの意識をもって、早急に抜本的な改革に取り組まれない。
- ・ なお、前記のとおり、既に返還はされているものの、一部に会派内の按分率の不整合等による不適切な充当が見受けられたところであるが、これらは本来、会派が適正なチェックを行うことにより未然に防止できるものである。会派が各々の責任において政務調査費を適正に執行することが前提となっているのであるから、その責任は重大であり、それぞれの会派においては厳正かつ有効なチェック体制を構築されたい。
- ・ 例えば、もともと入会資格を有していた団体の年会費や飲食を伴う懇親会会費等について

は、政務調査活動と認められるための客観的基準の確立と基準該当性を確認できる仕組みを構築すべきである。

- ・ さらに、タクシー代についても、現在の領収書等の書類から、手引きの要件に沿った使用か否かの観点において政務調査費充当の妥当性を判断するには限界があるので、タクシーを利用しなければならなかった理由が確認できる仕組みを直ちに検討されたい。